

# B 定年前後の雇用ルールと社会保険

◆プログラム 〈2026年6月18日(木) 13:00～16:30〉

※やむを得ない事情により日程その他を変更・中止する場合、また募集最低人数の10名に達しなかったときには、開催を中止する場合があります。

## 項 目

### 1. 高齢者の雇用ルール

- (1) 就業規則による定年年齢の定め
- (2) 65歳までの雇用確保措置義務と70歳までの就業確保措置の努力義務(就業規則への規定)
- (3) 労働契約期間の例外と無期転換ルールの特例
- (4) 募集・採用時の年齢制限の禁止・例外
- (5) 高齢者への安全配慮義務と災害防止措置 他

### 2. 高齢者の社会保険の適用と年金給付

- (1) 雇用契約の変更と社会保険の適用
- (2) 副業する者への対応  
(労災保険・雇用保険の適用)
- (3) 健康保険の加入と被扶養者  
(第3号被保険者を含む)の扱い
- (4) 65歳以降の社会保険  
(健康保険、厚生年金保険、介護保険等)の加入
- (5) 年金と賃金との調整  
(雇用保険の雇用継続給付、在職老齢年金等)
- (6) 年金額と雇用継続の諸問題  
(在職定時改定、繰下げ受給など) 他

※当日は筆記用具・電卓をご持参ください。